

国保だより

国民健康保険 無診療表彰受賞おめでとうございます

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

富士見町国民健康保険では、令和2年度無診療表彰を行いました。

- 【対象】 昨年4月～今年3月までの1年間を通じて、一度も医療機関にかからず健康に過ごされた世帯
【表彰総数】 132世帯（無診療期間：1年…79件 2～4年…35件 5～9年…11件 10年以上…7件）
※最長は23年間無診療です（1件）

富士見町国民健康保険特別会計の支出のうち、最も多くを占めるのは医療費です。医療機関にかかる人の増加や医療技術の高度化により医療費は年々増え続けています。このような中、大きな病気やけがもなく、日々自己管理され、健康に過ごされているみなさんは、健康な町民の代表と言えます。

毎日を元気で楽しく過ごしていけるよう、健診等を受診し、日常から健康管理を心がけましょう。

交通事故などにあつたときは「第三者行為による傷病届」の手続きを

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

●届出をする理由

交通事故など、第三者の行為によってケガや病気をした場合の医療費は、原則として加害者が過失割合に応じて全額負担すべきものです。そのため、国民健康保険（以下、国保）を使ったときは、加害者が支払うべき医療費を国保が一時的に立て替え、後からその費用を加害者に請求することになります。

このように、国保が費用の請求を行うために「第三者行為による傷病届」が必要となります。交通事故にあつたら、すぐ警察に届け、治療に国保を使うときは国保の窓口への届出も忘れずに行いましょう。

また、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国保が使えなくなりますので、示談の前に必ず役場窓口にご相談してください。

●相手のいる交通事故以外に、次の場合も届出が必要です

- 自損事故で、運転者や同乗者が負傷したとき
- 他人の飼い犬や飼い猫にかまれたとき
- けんかなど、他人の暴力で負傷したとき
- 飲食店などで食中毒になったとき



●届出に必要な書類等があります（事前にお問い合わせください）

- 治療を受けた被保険者の国民健康保険証
- 来庁する方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
- 傷病届（被害届）
- 事故発生状況報告書
- 交通事故証明書
- 念書 など

歯科口腔健診を受けましょう ～後期高齢者歯科口腔健診～

問 長野県後期高齢者医療広域連合 保健事業室 ☎026-229-5320

お口の健康は、身体の健康への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、食べ物がのどにつかえるなどの症状はありませんか。

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健診を行います。特に自覚症状はない方も、費用は無料ですので、ぜひこの機会にお口の健康状態を確認してみてください。

- 【対象】 ●令和2年度に75歳になった被保険者（昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方）
●令和2年度に76～79歳の誕生日を迎えた被保険者のうち、直近で生活習慣病にかかる受診歴があり、かつ令和2年度に歯科医療の受診がなかった方

【健診期間】 12月30日（木）まで

【健診費用】 **無料** ※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

- 【対象医療機関】 ●清水歯科医院（☎62-5207） ●野村デンタルクリニック（☎62-9118）
●三井歯科医院（☎62-5965） ●かがやき歯科クリニック（☎62-4182）
●その他、県歯科医師会所属の歯科医院

【予約方法】 対象医療機関へ直接予約をお願いします。